

ふたば便り

2012年2月号 (Vol. 114)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リゾントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

<税制改正について>

昨年12月2日に公布施行された税制改正、10日には平成24年の税制改正案が閣議決定、そして今年1月6日に「社会保障と税の一体改革素案」と、税改正が相次いで決定、公表されました。中小企業や個人の皆様にとって影響がある主な改正についてご説明いたします。

■成立した税制改正

☆企業の復興増税

復興臨時増税として、3年間法人税額の10%上乗せされることになりました（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）

☆個人の復興増税

個人の方には、平成25年から49年までの25年間、所得税額の2.1%上乗せされることになりました。夫婦と子供2人で給与所得が600万円の場合の復興増税額は年間約3,000円程度です。

☆法人税の引き下げ

中小企業の年間所得800万円以下の部分についての軽減税率の引き下げ（18%→15%）と、800万円超についても法人税率引き下げ（30%→25.5%）が実施されます（平成24年4月1日開始事業年度から）。

☆欠損金の繰越を9年に延長

欠損金の繰越しが7年から9年に延長されました（平成20年4月1日以後に終了した事業年度に生じた欠損金から適用）。

☆申告税額の減額ができる期間を5年に延長

申告納税額の減額申請ができる期間が1年から5年に変更されました。

■平成24年度税制改正案（審議中）

☆給与所得控除は245万円が上限

給与の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額の限度を245万円に

■社会保障・税一体改革素案（審議中）

☆消費税の段階的引き上げ

平成26年4月1日より8%、平成27年10月1日より10%

☆相続税の見直し（下記平成27年1月1日以後の相続から適用）

1. 基礎控除が下記の通り引下げ

現行：5,000万円＋（法定相続人×1,000万円）→ 改正後：3,000万円＋（法定相続人×600万円）

2. 死亡保険金の非課税限度を未成年者、障害者又は亡くなった人と生計を一にしていた者に限る

3. 税率構造を見直し、最高税率を50%から55%へ引き上げ

☆贈与税の見直し（下記平成27年1月1日以後の贈与から適用）

1. 税率構造を見直し、最高税率を50%から55%に引き上げ

2. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

贈与を受ける人の範囲に、「20歳以上である孫（現在子のみ）」が追加

贈与する人の年齢要件を60歳以上（現行65歳以上）に引き下げ

年末年始にかけて税制論議が活発化されました。特に、「社会保障・税一体改革素案」については、改正が決定されれば、影響が大きく、今後注目していきたいと思っております。